

夏季休暇期間中のアフリカ豚コレラ等の予防対策の徹底について

夏季休暇期間は月別出国者が最大となり、人や物の動きが活発になることから、これらを介した家畜伝染病の侵入リスクは高まることが予想されています。一方、昨年8月以降、アフリカ豚コレラが中国、モンゴル、ベトナム、カンボジア、香港、北朝鮮、ラオスで発生しています。

生産者の皆様におかれましては、今一度、飼養衛生管理基準等を再確認・遵守し、疾病の侵入防止に努めましょう！

○農場における対策は？

- ☞ 畜産関係者等は、アフリカ豚コレラなど伝染病が発生している地域への渡航は可能な限り自粛しましょう。
- ☞ 看板の設置などにより、必要のない者が衛生管理区域及び畜舎に立ち入ること並びに不要な物を持ち込むことのないようにしましょう。また、農場の従業員も含め、衛生管理区域及び畜舎に立ち入る場合や物を持ち込む場合には、手指、靴等の消毒その他必要な措置を実施しましょう。
- ☞ 昨年9月以降国内で発生している豚コレラについては明瞭な臨床症状が認められないことから、豚コレラ、アフリカ豚コレラの特定症状^{※1参照}について再確認してください。また口蹄疫等についても特徴的な症状^{※2参照}について再確認してください。
- ☞ 特定症状を呈している家畜を発見した時は、家畜保健衛生所に速やかに届け出てください。また、飼養家畜の毎日の健康観察を入念に行ってください。

○海外渡航時、帰国後の注意点は？

- ☞ 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないでください。
- ☞ 動物との不用意な接触を避けてください。
- ☞ 肉製品等を日本に持ち帰らないでください。

(裏面に続く)

- ☞ 帰国の際には、到着した空港、海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けてください。
- ☞ 帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないでください。やむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ってください。
- ☞ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講じてください。

※1 <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000494300.pdf>

※2 http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

○アジアにおけるアフリカ豚コレラの発生状況（2018年以降）



アフリカ豚コレラに関する詳細は、下記の農林水産省ホームページからご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658

電話: (046) 238-9111 ファクシミリ: (046) 238-9124

東部出張所

〒226-0015 横浜市緑区三保町2076

電話: (045) 934-2378 ファクシミリ: (045) 934-5432

